

記事内の表記について

○イベントダイヤル=町田市イベントダイヤル(☎724・5656)に電話で申し込み(電話受付時間=午前7時~午後7時)ノ番号のかけ間違いにご注意ください

○イベシス=町田市イベント申込システム。インターネットのイベント申込システム(下記二次元バーコード)にコードを入力し、24時間申し込み可ノイベシスで1次受付を行う



催し・講座の募集数は定員の半数です
○市HP=町田市ホームページ
○HP=ホームページ
※催しや講座など、申込方法の記載がない場合は直接会場へおいでください。

※新型コロナウイルス感染防止のため、催し・講座等に参加の際は、検温・手洗い・マスク着用などの感染症対策をお願いします。

健康案内

薬物乱用防止普及啓発イベント

薬物乱用のない社会を目指す「ダ

メ。ゼッター。]普及運動(7月19日まで)にちなんで、薬物乱用防止を推進するイベントを開催します。

☎7月5日(月)~9日(金)、午前8時30分~午後5時(7月5日は午前10時から、9日は午後4時まで) 場 イベントスタジオ(市庁舎1階) 内 薬物乱用防止に関するパネル及び2020年度に市内の中学生から募集した薬物乱用防止ポスター・標語の優秀作品等の展示

☎健康推進課☎724・4236

募集

まちだ男女平等フェスティバル 実行委員を募集します

2022年2月5日(土)、6日(日)に開催予定の「まちだ男女平等フェスティバル」の実行委員(市民・団体)を募集します。同フェスティバルでは、男女共同参画社会づくりの推進に向けて活動している団体などが中心となり、講演会やワークショップ、展示などを行います。

活動日時 7月~2022年2月、毎月第2火曜日、午前9時30分~11時30分
場 町田市民フォーラム☎電話で男女平等推進センター(☎723・2908)へ。

お知らせ

国民健康保険高齢受給者証(更新証)をお送りします

国民健康保険に加入している70~74歳の方が現在お持ちの国民健康保険高齢受給者証の有効期限は、7月31日です。8月1日からお使いいただく高齢受給者証は、7月中に世

帯主の方宛てに届くように普通郵便でお送りします。なお、今回お送りする高齢受給者証の有効期限は2022年7月31日までです(途中で75歳になる方は誕生日の前日まで)。医療機関を受診する際は、保険証と高齢受給者証の2枚を提示する必要がありますため、保険証は捨てないようご注意ください。

☎保険年金課☎724・2124

株式会社ゼルビアと「健康づくりに向けた包括的連携に関する協定」を締結

☎健康推進課☎724・4236

市では、健康づくりに向けた取り組みを相互に連携して、推進することを目的とし、6月1日に(株)ゼルビアと「健康づくりに向けた包括的連携に関する協定」を締結しました。

今後、協働して健康づくりに関する啓発活動を行っていきます。

協定締結後の第一弾として、(株)ゼルビアと、既に町田市と同協定を締結している明治安田生命保険相互会社との協働で制作したハンドタオルを寄贈していただきました。

なお、いただいたハンドタオルは1歳6か月児健診の際に、受診者にプレゼントしています。



新型コロナウイルス感染症 ワクチン接種のお知らせ

☎新型コロナウイルスワクチン接種相談コールセンター ☎732・3563 毎日午前8時30分~午後7時

ワクチン情報の詳細はこちら▶



16歳以上のすべての方に接種券を発送しました

対象年齢	接種券の発送	予約・接種が可能な接種会場		
		町田市内(ファイザー社製ワクチン)	国等が実施する大規模接種(モデルナ社製ワクチン)	
60~64歳の方	6月21日に発送済み	○	○	○
50~59歳の方	6月23日に発送済み	○	○	○
40~49歳の方	6月28日に発送済み	決まり次第お知らせ		○
18~39歳の方	6月30日に発送済み	決まり次第お知らせ		○
16・17歳の方	6月30日に発送済み	決まり次第お知らせ		× (6月24日現在)

ワクチン接種の予約方法

①パソコン・スマートフォンから予約

右記二次元バーコードから24時間予約可能です。



②電話で予約

町田市新型コロナワクチン接種予約センター ☎042・785・4117
受付時間=午前8時30分~午後7時
※番号のかけ間違いにご注意ください。

国等が実施する大規模接種会場での接種予約はこちらから▶



国等が実施する大規模接種会場での接種を予約した方へ

市での予約が重複している場合は、速やかに市での予約を取り消してください。

また、大規模接種会場で使用するワクチンはモデルナ社製です。2回目の接種も同じ場所・種類のワクチン接種を受けてください。

新型コロナウイルス感染症に関する 支援策のご案内

※詳細はお問い合わせいただくか、市HPをご覧ください。

子育て世帯生活支援特別給付金を支給します(ひとり親世帯以外の子育て世帯)

給付額 児童1人につき5万円

☎子ども総務課☎794・7338

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育てに対する負担の増加や収入の減少等を支援するため、所得要件のいずれかに該当し、かつ養育要件のいずれかに該当する方を対象に給付金を支給します。

※子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給済みの場合は対象外です。

※同じ児童について、他の養育者に支給済みの場合は対象外です。

所得要件	養育要件	申請方法
令和3年度の住民税均等割が非課税の方	①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当(支給停止含む)の支給を受けている方	原則、申請不要 ※給付金を希望しない方は届出が必要です。 ※公務員は申請が必要です。
	②令和3年5月分~令和4年3月分の児童手当または特別児童扶養手当(支給停止含む)の受給資格または額改定の認定を受けた方	
	③平成15年4月2日~平成18年4月1日の間に生まれた児童のみを監護養育している方	
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、収入について令和3年度の住民税均等割が非課税の方と同じ水準となっている方	①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当(支給停止含む)の支給を受けている方	申請が必要 ※申請書をまちだ子育てサイトからダウンロードして、郵送で子ども総務課(〒194-8520、森野2-2-22)へ。
	②令和3年5月分~令和4年3月分の児童手当または特別児童扶養手当(支給停止含む)の受給資格または額改定の認定を受けた方	
	③平成15年4月2日~平成18年4月1日の間に生まれた児童のみを監護養育している方	

適用期間を延長します

新型コロナウイルス感染症感染者等への傷病手当金

☎保険年金課☎724・2130

市では、町田市国民健康保険に加入の被用者(会社等に勤めていて給与の支払いを受けている方)のうち、次の方に傷病手当金を支給しています。この適用期間を9月30日まで延長します。

詳細はお問い合わせいただくか、市HPをご覧ください。

※次の①か②のいずれかによる療養のため、労務に服することができなくなった方

- ①新型コロナウイルスに感染
- ②発熱等の症状があり感染が疑われる